

# 石川県モーテル類似施設設置規制指導要綱取扱要領

## 1 事前協議（第5関係）

- (1) 石川県モーテル類似施設設置規制指導要綱（以下「要綱」という。）第5に規定する関係法令に定める許可等とは、別表に掲げるものをいう。
- (2) 要綱第5第2項の(1)から(4)までに掲げる書類は、次に定めるところにより作成したものとする。

### ア 付近見取図

ホテル等の敷地からおおむね300メートル以内の区域においては、要綱別表1に定める特定施設及び特定地域並びに要綱別表2に定める特定の地域を明示すること。

### イ 配置図（車庫及び駐車場を含む。）

- (ア) 縮尺は200分の1程度であること。
- (イ) 植栽、垣、広告物その他の屋外施設についても記入すること。

### ウ 立面図

- (ア) 縮尺は100分の1程度であること。
- (イ) 色彩を明示し、かつ、全周を明らかにすること。

### エ 各階平面図

- (ア) 縮尺は100分の1程度であること。
- (イ) エアーシューター、テレビカメラその他の付帯設備についても明示すること。

## 2 立入調査（第7関係）

要綱第7により立入調査を行う職員は、別記様式の立入調査員証を携帯し、関係者にこれを呈示の上、協力を求めるものとする。

### 3 審査会（第10関係）

(1) 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

会 長 石川県健康福祉部長

副会長 石川県健康福祉部次長、同少子化対策監

委 員 石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課長、同薬事衛生課長、石川県生活環境部自然環境課長、石川県農林水産部農業政策課長、石川県土木部都市計画課長、同建築住宅課長、石川県教育委員会事務局生涯学習課長、石川県警察本部生活安全全部生活安全企画課長、同人身安全・少年保護対策課長

(2) 会長は、会務を総理する。

(3) 審査会の庶務は、石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課において処理する。

(4) 審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別 表

## 関係法令に定める許可等

- (1) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 23 条第 1 項の規定による届出
- (2) 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の規定による許可の申請
- (3) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項及び第 33 条第 1 項の規定による許可の申請又は届出
- (4) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16 年石川県条例第 16 号)第 121 条第 4 項、第 123 条第 1 項、第 169 条第 4 項及び第 178 条第 1 項の規定による許可の申請又は届出
- (5) 農地法(昭和 27 年法律第 299 号)第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項の規定による許可の申請
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 の規定による許可の申請
- (7) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項、第 27 条第 1 項並びに第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可等の申請
- (8) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定による許可の申請
- (9) 石川県漁港管理条例(昭和 33 年石川県条例第 29 号)第 12 条第 1 項に規定する許可の申請
- (10) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条第 1 項の規定による許可の申請
- (11) 石川県港湾施設管理条例(昭和 30 年石川県条例第 10 号)第 5 条に規定する許可の申請
- (12) 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による許可の申請
- (13) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定による許可の申請

- (14) 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 27 条第 1 項及び第 29 条の規定による許可の申請
- (15) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条及び第 32 条第 1 項の規定による承認等の申請
- (16) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 76 条第 1 項の規定による許可の申請
- (17) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定による許可の申請
- (18) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定による許可の申請
- (19) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請
- (20) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条、第 32 条、第 42 条第 1 項ただし書、第 43 条第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 65 条第 1 項の規定による許可等の申請又は協議の申出
- (21) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による許可の申請

## 立入調査員証

表

6 cm	第 号		
	立入調査員証		
	次の者は石川県モーター類似施設設置規制指導要綱第7に規定する立入調査等を行う職員であることを証明する。		
	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">写真貼付 3 cm × 3 cm</td><td>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日 有 効 期 限 交 付 年 月 日 石川県知事</td></tr></table>	写真貼付 3 cm × 3 cm	所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日 有 効 期 限 交 付 年 月 日 石川県知事
写真貼付 3 cm × 3 cm	所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日 有 効 期 限 交 付 年 月 日 石川県知事		
	印		
	9 cm		

裏

石川県モーター類似施設設置規制指導要綱（抜萃） （立入調査） 第7 第5第1項に基づく協議の申出者は、知事が必要と認める施設、施設の敷地又は設置工事場所の立入調査に協力しなければならない。 注意事項 1 本証は、関係者にこれを呈示すること。 2 これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この職を解かれたときは、本証を返納すること。
--